

有価証券報告書の訂正報告書

提出日 2026 年 8 月 6 日

株式会社東和銀行

群馬県前橋市本町二丁目 12 番 6 号

(E03640)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月6日
【事業年度】	第121期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取執行役員 北爪 功
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
【電話番号】	027（234）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 野口 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番7号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	03（3542）7111（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 中山 隆裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 （東京都中央区銀座三丁目10番7号） 株式会社東和銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目494番地3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月18日に提出いたしました第121期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 事業等のリスク

(2) リスク管理の徹底

⑦ 自己資本比率に係わるリスク

4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(自己資本比率の状況)

連結自己資本比率（国内基準）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

(訂正前)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)	(自 2025年 4月1日 至 2026年 3月31日)
(省略)						
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.54	10.43	10.06	9.75	<u>6.72</u>
(省略)						

(省略)

(訂正後)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)	(自 2025年 4月1日 至 2026年 3月31日)
(省略)						
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.54	10.43	10.06	9.75	<u>6.77</u>
(省略)						

(省略)

第2【事業の状況】

3【事業等のリスク】

(2) リスク管理の徹底

⑦ 自己資本比率に係わるリスク

(訂正前)

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要がある、この水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。当行の2026年3月末現在の単体自己資本比率は6.68%、連結自己資本比率は6.72%ですが、以下のような要因が発生した場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

(省略)

(訂正後)

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要がある、この水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。当行の2026年3月末現在の単体自己資本比率は6.68%、連結自己資本比率は6.77%ですが、以下のような要因が発生した場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

(省略)

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(自己資本比率の状況)

連結自己資本比率（国内基準）

(訂正前)

(単位：億円、%)

	2026年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	<u>6.72</u>
2. 連結における自己資本の額	<u>805</u>
3. リスク・アセットの額	<u>11,980</u>
4. 連結総所要自己資本額	<u>479</u>

(訂正後)

(単位：億円、%)

	2026年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	<u>6.77</u>
2. 連結における自己資本の額	<u>810</u>
3. リスク・アセットの額	<u>11,966</u>
4. 連結総所要自己資本額	<u>478</u>